

炭酸ナトリウム (試薬)

正 誤 票

区分	位置	誤	正
本体	表 1 りん酸塩 (PO ₄)の pH 標準液 用の欄	0.002 以下	0.001 以下
	7.1.7 a)	試料 4.0 g に… (A 液) (A 液は、7.1.9 の試験にも用いる)。A 液 10 ml (試料量 1 g) を試料側溶液にする。試験に用いる。	試料 4.0 g に… (A 液) (A 液は、7.1.9 の試験にも用いる。)。A 液 10 ml (試料量 1 g) を試料側溶液とし、これを試験に用いる。
	c)	<u>JIS K 8001 の 5.13 りん酸塩(PO₄)(3)…。</u>	<u>JIS K 8001 の 5.13 [りん酸塩(PO₄)] (3)…。</u>
	7.1.9 a)	7.1.7 の A 液 20 ml (試料量 2 g) に塩酸(2+1) 0.3 ml 及びを加え、…。	7.1.7 の A 液 20 ml (試料量 2 g) に塩酸(2+1) 0.3 ml を加え、…。
	7.1.12 a)	試料 5.0 g に水 25 ml 及び塩酸(2+1) 5 ml を…。	試料 5.0 g に水 25 ml 及び塩酸(2+1) 15 ml を…。
	7.2	試験方法は 7.1 特級による。ただし、硫酸塩(SO ₄)は次による。 a) 硫酸塩(SO ₄) 7.1.9 硫酸塩(SO ₄)による。この場合、硫酸塩標準液(SO ₄ :0.01 mg/ml) 4.0 ml を用いる。	試験方法は 7.1 特級による。ただし、りん酸塩(PO ₄)及び硫酸塩(SO ₄)は次による。 a) りん酸塩(PO ₄) 7.1.7 りん酸塩(PO ₄)による。この場合、りん酸標準液(PO ₄ :0.01 mg/ml) 1.0 ml を用いる。 b) 硫酸塩(SO ₄) 7.1.9 硫酸塩(SO ₄)による。この場合、硫酸標準液(SO ₄ :0.01 mg/ml) 4.0 ml を用いる。
附属書	7.1.9 (IV) の技術的差異の内容欄	b) JIS K 8001 の 5.14 を引用。	b) JIS K 8001 の 5.15 を引用。
	(V) の欄	JIS として硫酸塩の単独測定が必要。ISO 規格の見直し時に、改正提案の検討を行う予定。	技術的な差異は軽微であり、対策は考慮しない。
	7.2	(裏面のとおりに)	

誤

7.2 pH 標準液用 a) 硫酸塩 (SO ₄)	比濁法		R30.3.5	比濁法 (硫酸化合物として。)	MOD/変更	a) 試料量, 操作などを 変更。 b) JIS K 8001 の 5.15 を引用。	JIS として硫酸塩の単独測定が必要。 ISO 規格の見直し時に, 改正提案の検討 を行う予定。
---	-----	--	---------	-----------------	--------	--	--

正

7.2 pH 標準液用 a) リン酸塩 (PO ₄) b) 硫酸塩 (SO ₄)	比色法 比濁法		R30.3.3 R30.3.5	比色法 (りん酸塩及 びけい酸塩として。) 比濁法 (硫酸化合物 として。)	MOD/変更 MOD/変更	試薬, 操作などを変更。 a) 試料量, 操作などを 変更。 b) JIS K 8001 の 5.15 を引用。	JIS としてりん酸塩の単独測定が必要。 ISO 規格の見直し時に, 改正提案の検討 を行う予定。 技術的な差異は軽微であり, 対策は考慮 しない。
--	------------	--	--------------------	---	------------------	--	--